平成２８年（フ）第５７５号
北九州市小倉南区蒲生３丁目３番３号（105）
債務者　森　　悦子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝口　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９１０号
京都市山科区西野小柳町73番地の10
債務者　大槻　　睦
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野澤　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５０１号
北九州市小倉南区下石田３丁目３番２―302号
債務者　釘村　文子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　章悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５９２号
北九州市小倉北区足原１丁目７番２―309号
債務者　田原　耕三
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　雄也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月22日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１４号
兵庫県丹波市春日町七日市348番地
債務者　中道　司康
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　耕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第２８号
兵庫県丹波市春日町多利2067番地
債務者　荻野　眞澄
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
神戸地方裁判所柏原支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３４号
北海道標津郡中標津町計根別南２条西３丁目１番地　計根別団地Ａ４棟５
債務者　高橋　照美
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第２１３号
千葉県印西市木下東２丁目５番地12　サニーフラット木下Ａ―101
債務者　西村　正男
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１１３号
新潟県長岡市長峰町513番地40
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
新潟県長岡市緑町３丁目37番地　ドーンコープウェスト205号室、前住所沖縄県那覇市小禄１丁目29番10―203号　Ｒｉｖｅｒ　Ｇａｔｅ　Ｓ　小禄
債務者　菅原　智悟
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１３１４号
名古屋市港区港栄３丁目２番12号　常光マンション702号、申立時の住所名古屋市港区知多１丁目603番地　エクセルカトウＢ棟102号
債務者　岡田　定三
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４４０号
名古屋市名東区大針３丁目96番地の１
債務者　福澤美津子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１５号
高知市一ツ橋町１丁目22番地
債務者　安岡　則行
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２３１号
高知県土佐市宇佐町宇佐1208番地
債務者　濵田　恭幸
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２８２号
沖縄県那覇市曙２丁目10番24号　森山ビルＤ―４
債務者　下地　秀雄
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１２４０号
さいたま市浦和区上木崎６丁目24番７号　たつ荘102
債務者　本谷　　砌
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４４３号
埼玉県吉川市栄町782番地１　Ｂ―1008号、旧住所埼玉県八潮市大字南後谷956番地１　デュオ草加リバーテラス301
債務者　齋藤　千恵
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係